2015年9月15日

報道関係各位

株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
代表取締役社長　鳥越　慎二
（JASDAQ　コード 8769）

「ストレスチェック義務化」に対応し、各地域のメンタル専門医と提携

全国70拠点で医師面接の実施が可能に

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：鳥越 慎二）は、「ストレスチェック制度」 義務化に対応したメンタルヘルスケア対策プログラム『アドバンテッジタフネス』で提供する「医師面接」機能を強化するため、全国 45 都道府県 70 拠点（2015 年 9 月 15 日現在）のメンタル専門医療機関・医師と提携しました。精神科、心療内科に特化した「専門医ネットワーク」を活用し、各地域における高ストレスを抱えた労働者の医師面接に対応します。

当社は、2002年にメンタルヘルスケア事業を立ち上げ、これまで 550 社以上約 100 万人のメンタルヘルス支援を実施してまいりました。本年 4 月には、「ストレスチェック義務化法」を踏まえた総合的なサービス『アドバンテッジタフネス』を発売。義務化されるストレスチェックや医師面談だけでなく、カウンセリング、eラーニングなどの個人のケアや、集団分析に基づく組織の改善など、総合的なメンタルヘルスケアのサービスを提供しています。

このたび、「ストレスチェック義務化」に伴うサービス強化のため、各地域の精神科や心療内科といったメンタル分野の専門医にアプローチをし、これまでに45都道府県70拠点と提携関係を構築しました。各地域に拠点をもつ企業の担当者の、「近くに相談できる医師がいてほしい」というニーズに対応し、従業員に“安心感”を提供します。

今後は、全47都道府県に所在する医療機関との提携を目標に、速やかに拠点の拡大を図ってまいります。

当社の「専門医ネットワーク」の特徴

① 各地域の精神科や心療内科などメンタル分野を専門とした医師に特化しています。
：意見書の作成など必要な措置が、専門的な視点で迅速に行われます。

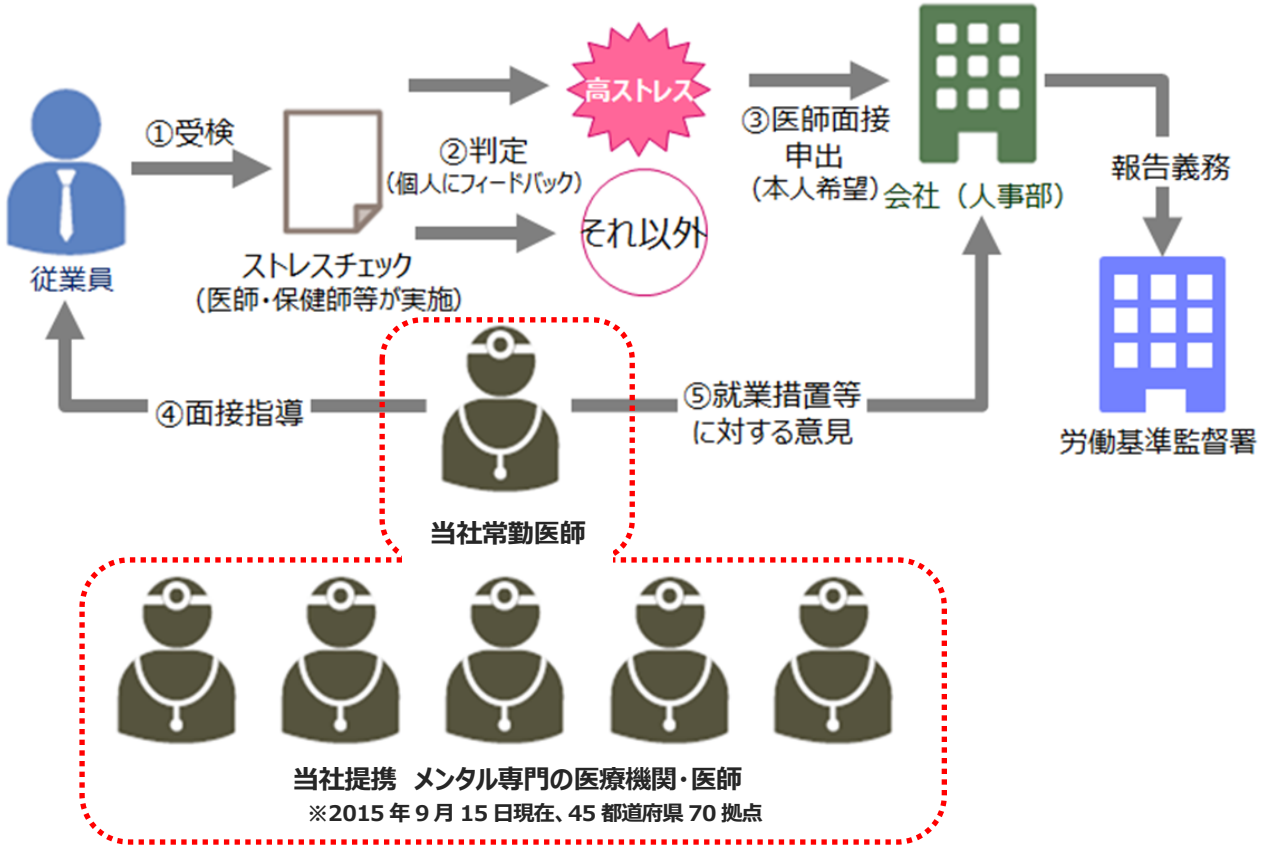
② 医師面接の実施による追加費用はかかりません。（パッケージの費用に含まれています）

【「ストレスチェック制度」について】

労働安全衛生法の一部を改正する法律が可決・成立し、2015年12月 1 日より、50名以上の事業場において、全従業員へのストレスチェックが義務化となりました。当法案では、ストレスチェックに加え、「高ストレスと判定され、かつ面接を希望する労働者への医師による面接指導の実施」が事業者の義務となります。

参考：主なストレスチェック制度の流れ

① 従業員が、医師・保健師等が実施するストレスチェックを受検
② ストレスチェックの判定を個人にフィードバック
③ 高ストレス判定の従業員が、本人希望のもと、事業主へ面接の申出
④ 医師による面接指導の実施
⑤ 医師から意見聴取と労働環境改善などの措置



【お問い合わせ先】
株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント http://www.armg.jp
（取材・広報に関して）　経営企画部 ： 小林 幸子／清水 裕次　TEL:03-5794-3890
（サービス内容に関して）　事業企画部 ： 片岡 愛子／長 紘子　TEL:03-5794-3830